

就学援助費支給制度についてのお知らせ

野沢温泉村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の皆様に、学用品や給食費等の一部を援助する、就学援助費支給制度があります。

制度を希望される方は、下記の事項をご覧ください、小学校学級担任又は中学校学級担任へ相談いただきますようお願いいたします。

なお、制度の対象者となるかについては、申請後、教育委員会による審査会で決定し、改めて結果を通知します。

記

1 援助を受けられる方

- ① **児童扶養手当の支給**を受けている
- ② 昨年と本年、生活保護を受けている、又は、停止となった世帯
- ③ 村民税が非課税（生活保護・障害者・寡婦に該当）、又は減免（天災等）、固定資産税の減免（天災等）
- ④ 生活保護がこの1年以内に停止又は廃止になった
- ⑤ その他、教育委員会が特に援助を必要と認める世帯（詳細裏面）

2 支給項目及び支給額

項 目	令和3年度支給額（年額）		摘 要
	小学校	中学校	
新入学児童生徒学用品費	51,060 円	60,000 円	3 月中の支給
学用品費	11,630 円	22,730 円	入学年次を除く
通学用品費	2,270 円	2,270 円	
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	3,690 円	6,210 円	小学生：5年キャンプ 中学生：2年登山
修学旅行費	22,690 円	60,910 円	中1年海と山の子 交流 26,000 円
体育実技用品費	26,500 円	38,030 円	（スキー用品）
クラブ活動費	—	30,150 円	
給 食 費	給食の支給		給食費集金なし

☆☆☆ 就学援助費支給制度 ☆☆☆

児童又は生徒の保護者が生活保護法に規定する要保護者及び、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合（準要保護者）に、学用品や修学旅行費、給食費などの費用として就学援助費が支給されます。ただし、要保護者の場合生活保護費から支給される費用は除きます。

1. 準要保護者とは次のいずれかに該当する方です。

(1)前年度又は当該年度において、右のいずれかの措置を受けた方	ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
	ウ 地方税法第323条に基づく個人の市町村民税の減免
	エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
	オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
	カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
	キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
	ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
ケ 世帯更正貸付補助金による貸付	
(2)(1)以外の方で、右のいずれかに該当する方	ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
	イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
	ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
	エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
オ 経済的理由による欠席日数が多い者	

問い合わせ

野沢温泉村教育委員会 こども支援係 担当：江尻丈

電話：0269-85-3115